

参加希望者様

独立行政法人水資源機構分任契約職  
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之  
(公印省略)

## 見積依頼書

- 1 件名 エレベータ設備(防災資料館)保守業務  
2 業務場所 防災資料館(アクアプラザながら)  
3 業務期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日  
4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現場説明 実施しません  
2 見積参加要件 仕様書記載の業務を履行できること。
- 3 見積書等  
1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 見積書提出期限 令和8年3月9日 12:00 まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012  
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei\_ibinagasou@water.go.jp
- 5) 質問書提出期限 令和8年3月3日 12:00 まで  
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年3月10日 12:00までとします。
- 7) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 その他  
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。  
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。  
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和8年2月25日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務  
見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っております。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧くださいたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	エレベータ設備(防災資料館)保守業務		
業務場所	防災資料館(アクアプラザながら)		
業務期間	契約締結の翌日から令和9年3月31日		
見積参加要件	仕様書記載の業務を履行できること。		
主な発注内容	防災資料館のエレベータ設備の保守業務を行うものである。		
見積書提出期限	令和8年3月9日	12:00	
質問書提出期限	令和8年3月3日	12:00	
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。		
担当部署連絡先	電話番号	0594-42-5012	
	FAX番号	0594-42-5020	
	メールアドレス	nyukei_jbinagasou@water.go.jp	
担当職員	経理課 里西 星哉		

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>

より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

エレベータ設備保守業務  
(防災資料館)

仕様書

令和8年2月

独立行政法人水資源機構  
揖斐川・長良川総合管理所

## 第1章 総 則

### 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が施行するエレベータ設備保守業務（防災資料館）（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2節 概要

本業務は、防災資料館アクアプラザながら（以下「防災資料館」という。）に設置されているエレベータ設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため、定期（保守）点検及び法定点検を行うものである。

#### 2-1 履行場所

三重県桑名市長島町十日外面139番地  
防災資料館

#### 2-2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備のPOG契約に基づく保守（以下「保守」という。）、法定点検及び桑名市長への報告、障害発生時の対応、遠隔機器点検の報告とする。

1. 防災資料館エレベータ設備 1基（遠隔機器点検対応）

### 第3節 一般事項

#### 3-1 準拠規定

本業務の履行にあたっては、次の基準等に準拠するものとする。

1. エレベータ構造規格（厚生労働省）
2. 日本エレベータ協会基準（日本エレベータ協会）
3. JIS A 4302 昇降機の検査基準（日本工業規格）

#### 3-2 管理技術者

管理技術者は、一・二級建築士、国土交通大臣の登録を受けた者が認定する「昇降機等検査員」のいずれかの資格を有する者が当たるものとする。

#### 3-3 従事者等

##### 1. 保守従事者

保守時には、装置の機能及び構造を熟知した点検・整備等の実績を有する者が当たるものとする。

##### 2. 法定点検時従事者

法定点検時には、一・二級建築士、国土交通大臣の登録を受けた者が認定する「昇降機等検査員」のいずれかの資格を有する者が当たるものとする。

#### 3-4 提出図書

提出図書の種別及び部数は、次によるものとする。

1. 保守作業報告書 [各月点検終了後] …… 1部
2. 故障及び状態異常等による報告書 [速やかに] …… 1部
3. 法定検査報告書 [検査終了後速やかに] …… 1部

#### 3-5 緊急時連絡網

緊急時の体制及び対応（緊急時連絡網）を契約締結後速やかに1部提出するものとする。

### 3-6 支給材料

本業務において、次のものを無償支給する。

1. 設備の運転操作に必要な電力
2. 履行に必要な低圧電力（ただし、引渡しが可能な場所に限る）

### 3-7 貸与品

本業務において、次のものを無償貸与する。

1. エレベータ設備の完成図書・取扱説明書・整備報告書
2. 施設の鍵

機構より貸与するが、受注者は貸与された鍵について善良な管理を行い、点検後の施設施錠は確実に行うものとする。

### 3-8 立会による確認

次に掲げる項目について、機構担当者の立会による確認を受けなければならない。

ただし、機構担当者に通知後、機構担当者が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

1. 法定点検時
2. 機構担当者が臨時に立会を指示した場合

### 3-9 官公庁等への手続き

本業務の履行にあたり、次の手続きは、受注者の責任と費用負担において行うものとする。

1. 法定点検結果の桑名市長への提出（建築基準法第12条第3項に基づく定期検査報告）

### 3-10 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

また、機構担当者等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

### 3-11 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、速やかに機構担当者と協議するものとする。

## 第4節 安全管理

1. 受注者は安全衛生に関する責任者を定め、業務中全ての危険、損失、傷害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し保安防災及び衛生に万全を期すものとする。
2. 点検時における業務車両には本業務関係車両であることを表示するものとする。表示する項目は、業務名、会社名、連絡先、担当者とし、表示板は受注者が自ら作成して車両の外部から見えるところに掲示することとする。

## 第2章 保 守

### 第1節 設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、別表のエレベータ設備一覧に示すとおりとする。

### 第2節 作業内容

#### 2-1 点検項目

点検項目は、別紙1による。

点検には、調整、給油及び清掃等を含むものとする。

#### 2-2 定期・法定点検

##### 1. 点検回数・点検時期

定期点検・法定点検の実施回数は次表のとおりとする。

なお、定期点検・法定点検の実施時期については、前月末又は当月初め等、事前に機構担当者と調整して決定するものとする。

名 称	設置箇所	点検回数	法定点検時期
防災資料館エレベータ	防災資料館	定期点検 1回/年×1年 法定点検 1回/年×1年	1 2月

※法定点検時は、定期点検時に実施する点検も併せて行うこととする。

##### 2. 点検保守作業

- (1) 点検には、調整、給油、清掃及び消耗品（通常の使用による摩耗・劣化により、保管・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）の取替を含むものとする。ただし、消耗部品の範囲を超える部品等の取替が必要な場合は、別途協議を行うものとする。  
なお、消耗部品は、別紙2による。
- (2) 毎月1回、技術者を派遣して設備の点検若しくは遠隔機器点検を行い、保守作業報告書を提出するものとする。ただし、法定点検を含み年4回、現地に技術者を派遣するものとする。  
なお、遠隔機器点検内容は、別紙3による。
- (3) 上記点検で異常・不具合が発見された場合には、故障及び状態異常等による報告書に写真を添付して速やかに機構担当者に報告を行うものとし、調査・対策及び調整が必要な場合には、機構と受注者が協議する。
- (4) 作業の時間帯は、緊急事態に対する場合を除き、8：30～17：00に行うものとする。
- (5) 主ロープの損傷の有無及び油分については、入念に確認を行うものとする。  
なお、油脂の補給が必要な場合は、過度の補給とならないように注意し、外部へ油脂が流出しないように行うものとする。
- (6) 法定点検後は、法定検査報告書を機構担当者に提出するとともに、法定点検結果を建築基準法第12条第3項に基づき、桑名市長へ報告するものとする。
- (7) 法定点検の連絡（通知）があった場合は、それにかかる全ての手続きを行うものとする。
- (8) 本業務の履行により生ずる現場発生品は、機構担当者の確認を受けた後に、受注者の責任で適正に処分するものとする。
- (9) 対象設備に異常が発生し、監視装置からの異常通報があった場合は適切な処置をとるものとし、かご内のインターホンにより、受注者の受信専門員が直接通話することにより、必要な指示・連絡を実施するものとする。
- (10) 異常通報に基づく点検の結果又は、それに伴い修理作業を行った場合には、速やかに書面により発注者へ報告するものとする。

### 第3節 緊急時等の対応

1. 受注者は、故障等の緊急事態が生じた旨の通報を機構から受けた場合、速やかに技術者を派遣し、適切な処置を行うものとする。また、故障内容及び処置内容等については、故障及び状態異常等による報告書により機構担当者に提出するものとする。

なお、その場合は、設計変更の協議対象とする。

2. 緊急時や設備の故障等により機構担当者から指示があった場合は、同様に点検者を現地に派遣し対応するものとする。
3. 上記点検者の派遣の対応状況、処置内容及び状況写真について、書面により機構担当者へ報告するものとする。
4. 急を要しない不具合・故障等については、書面により機構担当者に報告するものとする。
5. 当該エレベータで事故・不具合等が発生した場合において、24 時間体制で速やかな対応を可能とする体制をとることとする。

#### 第4節 通信装置等

遠隔からの監視及び異常時通話のために必要となるシステムの配備及び通信は受注者の責任と費用負担において行うものとする。

なお、システムの配備に要する費用は設計変更の対象としない。

## エレベータ設備一覧

## ① 防災資料館

設備の名称	防災資料館アクアプラザながらエレベータ設備
設置場所	三重県桑名市長島町十日外面139番地
製作据付会社名	三菱電機株式会社 (更新時) 三菱電機ビルテクノサービス株式会社
完成年月	平成7年3月 令和4年3月(幕板・三方枠以外更新)
台数	1台
用途	乗用(車椅子兼用仕様)
駆動方式	機械室レス ワイヤロープ式
積載荷重	1,000kg
定員	15名
昇降速度	約4.5m/min
操作方式	方向性乗合全自動方式
制御方式	可変電圧可変周波数制御
停止箇所	3箇所(1階・2階・3階)
昇降行程	約8.4m
かご内寸法	間口:1.6m*奥行:1.5m*出入口高:2.1m
扉形式	電動二枚戸中央開
電源	動力 3φ 200V 60Hz 照明 1φ 100V 60Hz
付加装置	停電時自動着床装置 P波センサ付地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 オートアナウンス装置 遠隔監視装置(遠隔機器点検対応) 戸開走行保護装置

点検項目（ワイヤロープ式）

防災資料館

1. かご関係
  - (1) かご上
  - (2) かご戸まわり
  - (3) かご上ステーション
  - (4) 着床装置
  - (5) 非常止め装置
  - (6) ガイドシュー・ローラ
  - (7) 吊り車
  - (8) 給油器
  - (9) その他機器
2. 昇降路
  - (1) 昇降路
  - (2) 制御盤
  - (3) 巻上電動機・巻上機
  - (4) 調速機
  - (5) 終点スイッチ
  - (6) ガイドレール
  - (7) つり合おもり
  - (8) 吊り車
  - (9) ロープ
  - (10) 着床装置プレート
  - (11) 移動ケーブル
  - (12) 乗場戸まわり
  - (13) はかり装置
  - (14) その他機器
3. ピット
  - (1) ピット
  - (2) 緩衝器
  - (3) 張り車
  - (4) 冠水検出センサ
4. かご室乗場
  - (1) かご
  - (2) 照明・意匠
  - (3) かご内操作盤
  - (4) 外部連絡装置
  - (5) 乗場
5. 地震時管制運転装置（EER）
6. 停電時自動着床装置（MELD）
7. 火災時管制運転装置（FER）
8. マルチビームドアセンサ（MBS）
9. 音声合成アナウンス装置（AAN）
10. 戸開走行保護装置（UCMP）
11. 車椅子仕様

## 消 耗 部 品 一 覧 表

消耗部品	設備名	防災資料館エレベータ設備
1	可動・固定コンタクト (注1)	—
2	制御盤・受電盤内ヒューズ (注2)	○
3	制御盤・受電盤内抵抗管 (注3)	○
4	かごドア装置用駆動ベルト	○
5	給油器油芯(繊維)	○
6	ドアシュー(戸の脚)	○
7	照明用ランプ、スターター (注4)	—
8	インジケータ用ランプ (注4)	○
9	操作盤・乗降押ボタン用ランプ (注4)	○
10	かご室内停電灯用ランプ (注4)	○
11	点検用オイル、グリス類 (注5)	○
12	ウェス、サンドペーパー	○
13	ビス、ナット、ワッシャー	○
14	メモリーバックアップ用電池	○

(注1) リレーによっては本体取替となる場合については、協議の上、設計変更の対象となります。

(注2) NFブレーカは対象外とします。

(注3) リボン型抵抗管、回生抵抗は対象外とします。

(注4) ランプ関係について、ネオン管、インテリア照明、その他特殊な発光体は対象外とします。

(注5) 巻上機ギヤオイル、油圧式エレベータの作動油及び緩衝器作動油は対象外とします。

## 遠隔機器点検内容一覧表

点検項目		点検内容
制御関連機器	設置環境	機器温度
	制御盤	接触器動作状態
		制御機器動作状態
巻上機	ブレーキ動作状態	
かご関連機器	かごの戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押ボタン動作状態
	かご内照明	点灯状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
停電灯	点灯状態	
乗場関連機器	乗場の戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	乗場押ボタン	押ボタン動作状態
昇降路内関連機器	安全スイッチ	動作状態
運転性能		起動状態
		加速状態
		一定速走行状態
		減速状態
		着床状態

## 見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課 里西 星哉			
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。  ○見積依頼件名 <div style="text-align: center; font-size: 1.2em; margin: 10px 0;">エレベータ設備(防災資料館)保守業務</div> ○くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。  <div style="border: 2px solid black; width: 200px; height: 30px; margin: 10px auto; display: flex; justify-content: space-around;"> <span style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px;"></span> <span style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px;"></span> <span style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px;"></span> </div> ○見積辞退について 見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。  ○同方式の承諾 「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。  <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <input style="width: 40px; height: 20px; margin-right: 10px;" type="checkbox"/>                 「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する             </div>				

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
◎◎工業 が契約の相手方となる。